

緊急事態宣言解除後に伴う村民の皆さまへのお願い

日頃よりコロナ感染症予防対策に係る取り組みにご協力頂きありがとうございます。

国による緊急事態措置期間が令和3年9月30日（木）をもって解除することが決定されましたが、沖縄県は令和3年10月1日（金）～10月31日（日）まで感染拡大を抑止させ医療・経済・暮らしを回復させるための準備期間としました。また、新型コロナは、一旦減少しても感染防止対策を怠ると容易に再拡大します。

自分自身や大切な方、村民の生命と健康を守り抜くためにも、改めて「ウイルスを家庭に持ち込まない」を徹底し、「手洗いなどの手指衛生」「居室の換気」「毎日の検温等の健康観察」、すこしでも体調に不良を感じる場合には「家庭内でもマスク着用し、家庭内隔離をして休養」をお願いいたします。

つきましては、油断なく以下の取り組みを徹底して頂きますようお願いいたします。また、発熱や倦怠感、風邪の症状等で診療所を受診される場合は必ず事前に診療所へ電話連絡をお願いいたします。

・外出や移動を控え、特に夜間の外出を控え、混雑している場所や時間を避けていただきますようお願いいたします。

・都道府県間の往来については、必要性をよく検討していただきますようお願いいたします。

・島外に出かけた方は、村が実施しているPCR検査等を積極的に受けてくださるようお願いいたします。（座間味島、阿嘉島において2週間に1回水曜日に定期的を実施しています。感染拡大状況により変更する場合があります。）

*PCR検査については、ワクチン接種を2回終えた方も感染リスクがありますので、受けて頂きますようお願いいたします。また、PCR検査を受け、陰性判定と確認されても安心することなく、これまで以上に基本の感染症対策と体調管理の徹底をお願いいたします。

○期間中の船舶の運航について

・定期船及びケラマ航路（座間味村 → 阿波連港）は通常通り運航いたします。

○公共施設の使用について

・村内の公共施設の使用時間は、20時までといたしますが、ご利用の際は感染症対策を徹底して頂きますようお願いいたします。

・キャンプ場及びコテージは通常通り開設いたしますが、感染症対策の徹底をお願いして利用して頂きます。

・ビーチをご利用の際は、熱中症に注意しながら感染症対策を徹底して頂きますようお願いいたします。

○時間短縮営業について

・飲食店及び遊興施設等の営業時間は、20時までの時短営業となりますが、酒類の提供は11時から19時までとなります。

・「感染防止対策認証店」においては、21時までの営業となり酒類の提供は20時までとなります。

○飲食について

・会食は、4人以下・2時間以内で行い、できるだけ同居者やいつも一緒にいる方とお願いいたします。

・村内外において、時短要請に応じていない店舗への利用はやめてください。

・感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えてください。

・飲食店では、大声を出さないでください。会話時にはマスク着用の徹底をお願いいたします。

・船内での飲食は、必要最小限に控えてください。

・多人数の模合、ビーチパーティー等の飲食を伴うイベント及び普段から顔を合わせていない人とのイベントは控えて頂きますようお願いいたします。

***会食は4人以下、3密を避ける、2時間以内、1次会で帰りましょう。**

***会話をするとき、特に飲食の場面では、必ずマスク着用の徹底をお願いいたします。**

◆ワクチン接種について

座間味村では、新型コロナウイルスワクチンの集団接種、個別接種の全日程を終えています。まだ、ワクチンを接種していない方で、接種を希望される方は、沖縄県広域ワクチン接種センターでの接種をお願いします。予約してから接種までに時間がかかるため、早めの予約をお勧めします。また、接種にご心配な方、疑問がある方は役場住民課保健師にご相談ください。*予約、接種時には接種券が必要です。

座間味村役場住民課 電話098-896-4045

***お電話でのご予約はこちら**

沖縄県広域ワクチン接種コールセンター 電話098-943-2993

令和3年9月30日

座間味村長 宮里 哲